

文部委員會議録第十九号

昭和二十九年三月十七日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 相川 勝六君 理事 竹尾 式君

理事 長谷川 駿君 理事 町村 金五君

理事 野原 覺君 理事 松平 忠久君

伊藤 郷一君 岸田 正記君

熊谷 憲一君 坂田 道太君

始関 伊平君 原田 憲君

山中 貞則君 亘 四郎君

田中 久雄君 高津 正道君

辻原 弘市君 山崎 始男君

小林 進君 前田榮之助君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席府委員

文部事務官(大臣)

官房會計課長

文部事務官(初等

中等教育局長)

文部事務官(大

学学術局長)

文部事務官(社

会教育局長)

文部事務官

(調査局長)

文部事務官

(管理局長)

委員外の出席者

専門員 石井 昌君

専門員 横田重左衛門君

三月十六日

委員熊谷憲一君辭任につき、その補

欠として尾関義一君が議長の名で

委員に選任された。

第一類第七号 文部委員會議録第十九号 昭和二十九年三月十七日

同月十七日

委員尾崎末吉君及び尾関義一君辭任

につき、その補欠として始関伊平君

及び熊谷憲一君が議長の名で委員

に選任された。

三月十六日

公立学校事務職員の待遇改善に關す

る請願(佐藤善一郎君紹介)(第三五

一九号)

同(栗山博君紹介)(第三五六五号)

教育委員会制度廢止に關する請願

(佐竹新市君紹介)(第三五二〇号)

同(山口丈太郎君紹介)(第三五二一

号)

高等学校の定時制教育及び通信教育

振興法に基きその経費の予算強化に

關する請願(安平鹿一君紹介)(第三

五二二二号)

公立学校教職員の政治活動制限反對

に關する請願(帆足計君紹介)(第三

五二三三号)

同(柳田秀一君紹介)(第三五二四

号)

同(菊川忠雄君外一名紹介)(第三五

二五五号)

同(鈴木茂三郎君紹介)(第三五六六

号)

同(神近市子君紹介)(第三五六七

号)

同(三輪壽壯君紹介)(第三五九七

号)

同(河野密君紹介)(第三六二二二号)

被害農家児童生徒救済に關する請願

(猪俣浩三君紹介)(第三五七八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

義務教育諸学校における教育の政治

的中立の確保に關する法律案(内閣

提出第四〇号)

教育公務員特例法の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一〇号)

学校教育法等の一部を改正する法

律案(前田榮之助君外百三十二名提

出、衆法第七号)

教育公務員特例法の一部を改正する

法律案(前田榮之助君外百三十二名

提出、衆法第八号)

○辻委員長 これより會議を開きま

す。

教育委員会法の一部を改正する法律

案、教育委員会法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法令の整理等に關す

る法律案、市町村立学校職員給与負担

法の一部を改正する法律案、学校教育

法等の一部を改正する法律案、教育公

務員特例法の一部を改正する法律案、

以上五案を一括して議題とし、前會に

引続き質疑を行います。辻原弘市君。

○辻委員長 提案者にお伺いいたしま

す、改正案の中で画期的な重要問題

は、事務職員の問題であらうかと思

います、昨日文部当局にお伺いいたし

ますと、文部当局の考え方としては、

この事務職員の身分、取扱いというも

のを、一般教育公務員というこの概念

の中に包括することは、従来の建前上

でありました、それについてお伺い

いたしたいと思います。事務

職員という語で字のごとき言葉の概

念からすれば、文部当局の考え方の一

応の理論はあるのでありますが、ここ

に提案された趣旨は、そういうことも

十分承知の上で、おそらく実態から見

て、やはり一般の行政官庁その他にお

ける事務職員というものと、いわゆる学

校事務に従事する事務職員とは、その間

にもちろん身分上の差というよりも、

職務の性質上やはりそこに何らかの差

があるということを指摘されると同時に

に、学校教育を推進するためのいわゆる

事務職員というのであるから、その建

前において、この取扱いは教育公務

員と同じ取扱いをした方が適正であ

う、かような趣旨で出されたものでは

ないと思いますが、そういう実態につ

きまして提案者の方では、現在のまま

はどういうふうな支障が起つておるの

か、あるいは教育上ここに事務職員の

取扱いをどのようにせなければならな

かつた特別な理由というものにつ

きまして、提案説明の中では概略承

つたのであります、なお具体的にお話

をいただければけっこうだと思

います。

○前田(榮)委員 お答えいたします。

教壇に立つことを建前にしておら

ない事務職員、これを教壇に立つ教職

員の範疇の中に入れるということにつ

いて、昨日も文部当局は反對のお考え

があつたのであります、この問題は全

国のこの職にある、事務職員と称

される者が、大体私の調査によります

と、一万七千余人あるようになつてお

ると思つております、これらの人々

は採用される場合においても、大体教

員とはほとんど同じような資格のある者

を主として、すなわちそういう教養の

ある者を求められておりますし、そう

いう者でない学校内におけるところ

の事務を校長の指示に基いて行つた

において、子弟に与える影響等がいろ

ろ実態においてはありますので、主と

してそういう直接教育を行つて足るよ

うな人材を求められておるのが実態

なのであります。ただ現在では、そ

う事情のもとにありましたために、

明確な資格については教職員と同じ資

格でないことは御存じの通りであり

ます。しかしながら、実際上はさうい

うことでありますし、また学校内では

単に机の上で事務をとるといふばかり

でなしに、いろいろな仕事の上にお

いて、實際教職員と同じような建前に

立つた人によつてやられることが、実

際の仕事の上からも、また子供の教育

の上からも、最も望ましいことであり

ますので、全国この事務職員の諸

君の強い要望があり、またこれを使

います校長としても、こういう教養の

ある者を教育のために使うことを非常

に希望されておりますし、さうい

うことが最も適当だと考えておるわけ

であります。ただ昨日の文部当局のお話

にもございましたように、それならば、

文部省における教育の事務を取扱う者

と、教育委員会におけるさうい

う立場の者と、同じくわくの關係になるじやない

かというお話もございましたが、一応

その点も考えられないことはござい

ます。

第一類第七号 文部委員會議録第十九号 昭和二十九年三月十七日

せんけれども、ただ同じ学校の中で、とも／＼に児童の身の上を考えながら事務をとる者は、児童とは格段に離れた立場で仕事をいたす者とは格段の相違がございますので、われ／＼は、どうしてもこれに本法のように事務教諭という資格を与え、そういう取扱いをいたしまして、教育の万全を期したいと考えて提案をいたしたわけでございます。

○辻原委員 だいたいのお話によりまして、単に一般の事務職員というものと、それから学校事務に携わる事務職員というものは、教育という面から考えてみた場合に、その資格内容、現在任用されておる人々の質的構成を見ても、ほとんど一般教職員と同じ程度において、また同じような観点でこれが要求され、採用されているという実態である、こういうお話がなされたのであります。そういう点から考えてみますと、当然そこらに起る問題、現在教職員と同じ程度の免許状を有しておつても、それがそのまま活用されておらないという実態が出て来ると思ふのであります。そういう点については、提案者の方では全国の場合をどのようににらんでおられるか。この点は先ほどいふ／＼な要望が私どもの方にも参つておりますが、聞いてみますと、現在個人々々が持つておる資格内容に比して、待遇の面等については、相当の開きがあるやに聞いておりますが、それはどういう状態になつてゐるか、これをひとつ承りたい。

○前田(衆)委員 いろ／＼な待遇やその他の点につきまして数字をあげての明確な御答弁を申し上げる材料を実は持ち合せておらないのであります。

これはもう議論の余地もないほど明確になつておると思ひます。ただ仕事の内容について、前にもさつとあらましのことをお願いしたのでございまして、実際ににおいてはただ机上の上で事務をとるといふことになしに、学校事務職員というものは非常に子供に接する機会が多いのであります。たとえば日々の校内の事務においては、辻原委員も経験のおありのことでありまして、よく御存じだらうと思ふのであります。何としてもやはり子供の取扱ひでございまして、教材やいろ／＼な遠足その他の計画を立てる仕事で校長の援助をする場合においても、これは、実際に教育というものに無関係な者で、ただ字を書きそろばんを入れたいというような事務では仕事にならないわけですから、そのためにきつめて不幸な結果になるというところは辻原委員もよく御存じの通りであります。こういうことを実際に各学校において考えながら、現実的にはやはり教育に対する経験を持つた者を使つておるといふ現状の上にも立たなければならぬ、こういう考えなので、その点を御理解を願ひたいと思ふのであります。

○辻原委員 文部省の説明によると、いわゆる事務に従事する職員であるから、これはどのよう内容の事務であつても、免許状を有する教員とおのずから別の取扱ひになるのだといふことでありましたが、ここで私のお伺ひしたいのは、一般にいわれる、たとえば教育委員会法などに規定されておる教育事務というものと、学校教育法で規定されておるもの、または実際に事務職員が取扱つておる学校の教育事務というものは、多少違つておるの

参画する場合においても、十分理解のある者と理解のない者とは非常な支障を来すといふことがい／＼考えられて、現在の各学校の事務職員にはこういう子供の教育に十分理解のある者をすでに雇つておることでもありますし、雇おうとしたしつておることでもあるのであります。これをます／＼発展向上せしめることが教育のために最も正しいことであるが、その有益な方向へ進めるには、どうしてもこの事務職員というものを事務教諭にして、そして学校で事務をとつておるけれども教育という態度、教養、こういうものによつて教育に万全を期すべきものだと考へておるわけでございまして。

○辻原委員 だいたいのお話の御説明に対しては、私も大体同じような考え方を持つておるのであります。由來教員に一定の資格が要求されておる、あるいは学校教育において特に一般教養を強調して、そして一般教養の幅の広い基礎において専門教養を与え、教壇に立たせるといふ考え方は、本質は、今提案者が御説明になりましたように、やはり直接児童なり生徒に接して行く場合に、そうした広い教養と人格的な陶冶というものが教育の上において影響力を持つておるから、それが第一義でなければならぬ。こういう趣旨のもとに、特に単なる学歴、経歴だけをもちて教員たるの資格にしないで、さらにその上に免許状をもつて特別の要求をしておるのだ、私はかように考へるのであります。そういういたしますと、事務職員の場合であつても、今も御説明がございましたごとく、単なる教育事務、行政事務の場合には、もちろん教育という仕事の範囲の事務でありますけれども、その学校なら学校、教育環境というものと日常直接に接してゐる。そして直接接する限りにおいては、かりにそれが事務職員の先生であつても、あるいは学級を担任してゐる先生個々が及ぼす教育的影響というものは、ひとしく児童なり生徒の受けるものである。とするならば、事務職員に対しても、直接教壇に立たずとも、その個人からかもし出される影響力というものを顧慮して、やはり何かかここに一定の資格要件というものを要求しなければ、これは学校教育の中において一般教員のみはその資格要件に満たされる者をもつて充てたといつたしましても、その一角においてそれがくずれる結果になる。これは単に抽象的な問題ではなくして、間々そういうことが見受けられるわけなのであります。その点が現在い／＼と個々に當つては考慮されて、やはりその資格の有無が法律上要求されておるのではないけれども、實際上教育上の影響を考慮して、先ほど御説明のありましたような教員としての免許状を持つておる者であるとか、あるいはその経験的優先的に取扱われておる実態ではないかと思ふのです。そういういたしますと、いわば個々に直接現場の教育に携わるのでありますから、何らかの資格要件を備えなければならぬ。こういうことに結論として起つて参る。それが今回の改正案の中に免許状を要求し、免許状の改正によつて事務職員に対する免許状を新しく設定されたゆゑんであらう

○前田(衆)委員 私は昨日の文部当局の答弁に非常に不満なのであります。このことは同じ文部教育関係の事務を取扱つていたしたとしても、たとえば文部省における中等教育課長は、これは何も教員上りでなくとも勤まるわけでありまして、法科出身の課長は従来からもござらにやつて来ております。ところがこの教育事務をやつておる学校の校長に、ただ行政の法律だけで事務をとらせるわけには行かないのであります。直接に子供に接しておつて、大学あたりのようにただ単に学問の切り廻りをするところとは違つておる。そういうのと同じ性格を持つておると私は思ふのであります。直接学校の児童に接する事務職員に、単なる事務だけを取扱つてもできるじやないかと言われれば、できぬ／＼とはいふ私も思ひます。しかしそれをやらせることは教育のために非常な支障がある。進んで民主的な教育を行つて、子供みずから考えさせるような教育を行つておるに考へますならば、子供に接した場合においても、子供にいろいろな教材を与える場合においても、それらの計画に

る教育事務、行政事務の場合には、もちろん教育という仕事の範囲の事務でありますけれども、その学校なら学校、教育環境というものと日常直接に接してゐる。そして直接接する限りにおいては、かりにそれが事務職員の先生であつても、あるいは学級を担任してゐる先生個々が及ぼす教育的影響というものは、ひとしく児童なり生徒の受けるものである。とするならば、事務職員に対しても、直接教壇に立たずとも、その個人からかもし出される影響力というものを顧慮して、やはり何かかここに一定の資格要件というものを要求しなければ、これは学校教育の中において一般教員のみはその資格要件に満たされる者をもつて充てたといつたしましても、その一角においてそれがくずれる結果になる。これは単に抽象的な問題ではなくして、間々そういうことが見受けられるわけなのであります。その点が現在い／＼と個々に當つては考慮されて、やはりその資格の有無が法律上要求されておるのではないけれども、實際上教育上の影響を考慮して、先ほど御説明のありましたような教員としての免許状を持つておる者であるとか、あるいはその経験的優先的に取扱われておる実態ではないかと思ふのです。そういういたしますと、いわば個々に直接現場の教育に携わるのでありますから、何らかの資格要件を備えなければならぬ。こういうことに結論として起つて参る。それが今回の改正案の中に免許状を要求し、免許状の改正によつて事務職員に対する免許状を新しく設定されたゆゑんであらう

と私は解するのであります。同時に前国会においてわれ／＼が図書館法を決定いたしました際に、いわゆる学校図書館に勤務する職員、これには司書、教諭という一つの資格要件を要求した、これはわれ／＼の検討の結果決定したのであります。この場合においても直接教壇に携わるものではないけれども、図書館を通じて子供に教育をするという観点において、これもやはり教壇に立つ一般の教員と同じ程度の資格を必要とするという考えから生れたのであります。もちろん司書教諭なり図書館に勤務する職員の持つておる教育に対する責任、仕事の内容は、事務職員とはおのずから違つております。角度は違つても、やはり学校教育に直接の関連を持つ職員である。そういう観点から私たちはこのことに賛成をいたしましたのであります。それとこの事務職員の場合の取扱ひとは若干相通するものがあるとは私に考へるのではありません。そういうふうには私に解をいたしておるのではありませんが、ここに免許状を要求せられた本来の考へは、私が今申したような趣旨に解してさしつかえないかどうか、このことをひとつ提案者にお伺ひいたします。

○前田(繁)委員 お答えいたします。御質問の御意見と違つておるところはまったくないのであります。この事務職員が行いますものは、やはり教育者たるべき態度がなければならぬ。それだけの教養を持ちながらやらなくと、一面校長を補佐しながら学校における人事事務も行いますし、あるいは学校管理の問題やその他教育行政上の事務を行うのでありますから、従つて子供に教育を直接行わないでも、間接的に

はい／＼な今お説の通りなことを行いますので、それにはやはり一定の資格条件を付することが教育向上のためにも緊急欠くべからざるものと考えまして、お説のような考えのもとにわれわれは本案に掲げられておりますような資格条件を付したわけでありました。

○辻原委員 初中局長が参られましたので、これについて二、三質問をいたします。昨日事務職員に対する問題について文部省の見解としては、一般教員と同意義に取扱ふことは不適当であるという考え方を述べられたのであります。必ずしも私はその考え方に全部反対であるというところは申しませんが、けれども、しかしながらい／＼な角度から見まして、これを総合して結論づけた場合には、文部省のその見解があまりにもかたくなに失するのではな

だという、こういう一つの観念から私には出発してゐるのではないと思ひます。たとえば地方公務員法の補則の第五十七條あたりの特に法律適用除外の特例を設けた場合においても、明らかに学校における教職員というものは学校教育法に規定するものと同時に事務職員を含むものだ、こういうふうにしてあります。そしてこれが同じ取扱ひのものに特例の適用を受ける、私はこういうことになつてゐると思ひます。あるいは三十六條の項においても、学校に勤務する職員とあるのは、これは今申したような同意義に解してさしつかえないのじやないか。そういう意味から考えると、必ずしも文部省が考へるやうに、いわゆる免許状を有する教員と有しない者とを判然と取扱ひ上区別しなければならぬ、そうしたければ不便を生ずるのだ、あるいは行政管見上都合な問題が起るのだということには、私はこれは當らないと思ひます。従つてここで文部省にもう一歩突き進んでお考えを願ひたいのは、先ほども私は提案者に申し上げたのでありますが、少くとも実際直接児童、生徒に接する環境の中に勤務する職員は、その影響力は当然どういふ形態であらうと、直接教育の上にこれを及ぼすのでありますから、従つてそれには何らかの資格要件というものを与える、逆に申せば資格要件というものを要求して、そうしてその職務に従事させるといふことの方が教育的にはより効果があり、教育的にはその方が正しいやり方ではないか、こういうふうには私に考へるわけでありまして、これは実態論から申しても大體現状はそのようになつてゐる。それならば何も特別に逆に事

務職員をこういう状態にしておかなくちやならぬという理論は生れて来ないと思ひますが、その辺のところを実態的に文部省はどうお考えになつてゐるか、これをひとつお聞きしたい。

○緒方政府委員 事務職員の取扱ひについての方針も、考え方につきましても、きのうも私はお話し申し上げたのであります。もちろんただいまお話のように、地方公務員法におきましても現在の建前では、教職員と事務職員と同様に地方公務員法の適用を受けておりますことは事実でございます。ただし、この特例法におきましては、地方公務員法と同じく適用される教職員のうちから、勤務の特殊性に基きまして特殊な取扱ひをするものを抜き出して教育公務員法に適用して行くという考えを持つております。さういふ意味からいまして、私どももいたしましては、職員制度といたしましては事務職員をほかの校長、教員と同じやうに教育公務員法に抜き出して取扱ひたいことはいかにがなるものであらうか、かように考へます。たとえば採用の問題等にいたしまして、これは教職員につきましても、事務職員につきましても一般公務員と同じやうに取扱ひすることとなつております。さういふことになりまして、職員制度といたしましては事務職員だけを教職員から抜き出して、ほかの校長、教員と同じやうに取扱ひすることは、いかにしても職員制度の体系としてぐあいが悪い、かように考へます。

○辻原委員 特例法にそう書いてないということは、これは私は理由にならな

ばこれは改正する必要があるわけですが、問題は実態論から、あるいは教育的効果という面から、もう一つは今さつきあなたが申されたいわゆる行政事務管理という面からその体系を乱すとか乱さぬとかいう、その観点でどうすべきかを決すべきだと思ひます。

そこで最後に、あなたが特別に事務職員だけを抜き出してそうして一般教員と同じやうな形にすることはどうしてもできないと言ふ、そのどうしてもが私にはわからないのですが、さきにも私は若干触れましたけれども、たとえば学校図書館なんかの場合においても、これは従来職員として取扱つていたと思ふのです。別に免許状を要求されてはおらなかつた。しかしながら免許状を新たに要求をして、そうして教育上効果あらしめるというためにこれを特別な取扱ひをして、一般教職員と同じ体系の中にこれを含めた。そうすれば、事務職員だつてそうした同じやうな教育上の理由がそこに存在して来れば、当然それに資格要件を要求して同じ体系に持つて行くということ

は、何れこれはふしぎなことではな

い、私はそういう意味で申し上げておるのであつて、その場合極端な例を申せば、かりに学校で職員室に子供がた

に申せばそういう觀念でもつていわゆる學校事務——これは私は教育事務とは違ふと思う。そういうものをやるといふことになれば、これは教育上いかんがなものである。そういう人は現在私はおらぬと思います。おらぬと思いますけれども、りくつをこねればそういうことになる。従つていわゆるりくつのことねられる余地があり、また実態としてもそういう一つの傾向があるいは存在するのじやないかといふことを懸念するならば、それを是正して持つて行くといふことの方が正しい、こう私は思ふのです。そういう必要はないと文部省は言われるわけですか、どうです。

○**綴方政府委員** ただいまお話のように、学校におきます実態から申しますと、あるいは子供の目から見まして、同じく先生と呼んでいることでもございましょうし、教育上の関係が全然事務職員にないということは私ども考えておりません。しかしながら、その取扱い事務が、事務職員の方はあくまで学校事務でございしますから、そこはやはり区別して扱うことが適當であると私は考えております。その観点からお話をいたしましたわけでございまして、やはり事務職員と教員というものは区別して扱って行つていいのではないか、こういう観点からお答えしたわけであります。

○辻原委員 この点は文部省によく考
えてもらいたいのですが、そういう論
理の進め方をすると、極端にいうと教
育というものは教室で行われる、教壇
で行われるということになる。私は少
くとも学校教育というのは、これは今
日の教育の概念でいえば学校だけの間
題ではございませんけれども、一般的

常識的にいつて、少くとも学校校地内においてはこれは至るところ教育の場であります。子供が校庭におろうと、職員室におろうと、あるいは廊下に子供が群れ遊んでおろうと、これはすべてそれ／＼教育の場であります。そうすると、同じようにその教育の場の中に仕事をしている人であつても、事務職員についてのみは、そういう教育的立場というものは、極端に申せば必要がないのだ、徳義的に要求されるだけであつて、法制的、教育的には要求されておらぬのだというふうに解釈せざるを得ない。そうでしょう、そういうことになるのです。私の申すのは、学

校に勤務し直接、少くとも子供の目から見て同じように先生という立場に映るこの事務職員の問題というものは、やはりそういつた子供の考え方とびつたり行くような形に取扱つて行かなければ、私は教育上の効果というもの、を学校全体としてあげることは若干むずかしからう、そういうところをもう少し私は考えてもらいたいと思うのです。その点非常に狭く教育の場を考えていられるように思うのだが、そういうくらいはありませんか。

○緒方政府委員 ただいまお話の御趣旨は、私もわかります。子供の目から見れば、同じく学校に先生として事務をとつておられる事務職員であります。

ので、いろいろと教育上の影響を与える、こういうことは十分あるかと思えます。しかしながらそれだからといって、いろんな取扱いを学校校長あるいは教員と同じに特例法に持つて来て取扱わなければならないということはないのじやないか。昨日私もちよつと申し上げましたように、職員の取扱いにつき

ましてはその必要によつていろいろ特別を設けておるわけでございまして、地方公務員法に一般に規制されます部分から、教員の部分につきましては特にこの教育公務員特例法に特殊な問題を持つて行つて、特別な取扱いをしては、ある。事務職員につきましては、いはその給与負担等につきましては、ほかの校長、職員と同じように義務教育庫庫負担法の対象にもいたしておるような次第でありまして、その取扱いはその個々の問題について考えて行けばいいのじゃないか。今のようによ学校において事務職員も教育上の影響を子供に与えるということだから、全

部教育公務員特例法に持つて来て、同じように取扱わなければならぬということには相ならぬのじやないか。むしろ事務の性質から申しますと、繰返して申し上げますが、これは学校事務でございまして、同じに取扱うことは不適当である、職員制度の体系から申しますれば、現在のところ文部省といいたしましてはこれを改正する意向はないのだということをお願いする次第であります。

○辻原委員 抽象的に何回繰返されましてもわかりにくいのですが、学校事務であるからどうしてもいけないのだというお説であります。私は学校事務なるがゆえにそうしなければならぬと

申している。同時に今給与負担の問題を例にあげられましたが、これなんかにも包括したらいけないのだというための理由ではなくして、むしろやはり同じような取扱いをして行かなければならぬ面が多いから、従つて給与負担にしてみても、その支払い方法、あるいはその負担、國家の援助、こういう

たものを同一取扱ひをしている。もしこれが行政上どうしてもぐあいが悪いというふうな、あなたが反論としてあげられる材料であるならば、その任用等についても、たとえば全部それが都道府県は関係なくして市町村がやっているとか、あるいは兵庫の援助をかりに与えるとするならば、これは他の一般町村吏員でありますとか、あるいは都道府県の職員であるとか、こういういた者と不均衡になるから、国家の援助はこれに与えてないのだ——こういうことなら、それならば一般地方公務員との間に、同じようなデスク・ワークをする関係において、取扱ひ上学校に

ういふ人の優遇が講ぜられるというこ
とはいけないという、これは行政管理上
の理由が出されて来るのですが、今の
ところ逆なんです。学校事務、いわけ
る学校に勤務する職員なるがゆえに、
それに対しては国からの援助がある。
こういうことは一般地方公務員にはな
いでしよう。国からの委託職員でなか
ればそういう事例はないでしょう。こ
れは特別なんです。これが私が申し上
げる理由なんです。そういうことがあ
るから、実際上やはり同一取扱いをし
なければならぬということにおいて、
今日義務教育国庫負担法の対象にして
いるのだ、こういうことなんですか

ら、あなたのはこれを一緒にしてはならぬというための理由の裏づけには私にはならぬと思います。しかしこれは變返しになりますから申し上げませんが、ひとつ文部省も具体的に、特に取扱いを一緒にしたならばかくのこゝにおいて非常に困るんだという事例をあげられて、そうしてひとつお示し

に、これを私は希望いたします。そう
いたしませんと、非常に抽象論にわた
つてしまふ。私は実体論を申し上げて
いる。従つてあなたも、先ほど私は三
つのケースをおげましたが、一緒に取
扱つた場合、教育上はたしてどうい
う支障があるのか、行政管理上どうい
つたような支障が生れるか。もう一つは
今度事務職員という、現在の体系の中
において、その職員自体の利害關係と
いうようなものはどうなるか、こうい
う点について、ひとつ具体的にお話な
さつた方が私の質問は簡潔に済むと思
います。

が、今申し上げました中で、一部こういう問題が起ると思うのです。現在一般の吏員、事務職員については予算上も措置されて、超過勤務手当等が支給されてゐるが、これは教職員には法制上存存在しても実際上行われておらぬ。それで教育公務員に含まれると、現在与えられてゐる事務職員の一つの権利というものがなくなるといふ問題がある。これは当然だと思ふのですが、これは本来教員にはないのだからそういう問題が起るので、これは本質的な問題ではないけれども、実際はそういうことが起つて来る。しかし私はこれはむしろ事務職員の側もそれを希望して

の狀態においても、あるいは勤務時間等においても、でき得べくんば學校が丸になつて運営されるようになるたためには、勤務規律あるいは勤務時間といふものと同じように要請すべきじゃないか、このことは逆に一般教員の側から見れば、自分たちは夜間どうい

ふうな学校教育の事務をやつても、超

過勤務は支給されない。片や支給され

る。もちろん多少その給与が実際の面

において違いますが、そこは帳消し

になると思いますが、その部分だけを

とらえれば、これは確かに不都合だ

という論が起つて来る。事務職員の側か

ら申せば、予算上非常に少いから、ま

た職員会議があつたり、あるいは勤務

時間以後においてなお学校において研

究するという場合、教育事務に対する

責任は持つておられるけれども、教育に對

か—なければ暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後一時三十七分開議

○辻委員 再開いたします。

義務教育諸学校における教育の政治

的中立の確保に関する法律案、教育公

務員特例法の一部を改正する法律案、

以上二案を一括して議題となし、午前

に引続き質疑を続行いたします。松平

忠久君。

○松平委員 今回提出されました二法

案について若干總括的な質問を大臣に

るものであります。緒方君のごときもそ

ういう地方庁におられた役人でありま

すが、私は部下を使つてみてどうも内

務省育ちの人、あるいは県庁等におつ

た人がこの地方自治の精神をわきま

ておらぬということを痛感したのであ

ります。さういふ意味で、大臣は紙に

書いたところの新しい地方自治とい

うものは御存じでありまして、い

うことが今日の地方制度の一つの欠

陥ではないか、こういうふうな思

ひであります。従つてこれを育成してよ

はなにかというふうに思ふのでありま

す。過日の公聴会においても嶺山博士

でありましたか、地方公務員の中にお

いても、特に一般公務員と教職員とい

うものとの違いを指摘されておるので

あります。すなわち一般公務員は、法

の執行に當るものであるから、この法

についてこれこれ反対をしたり、ある

いは反対に近い批判を外部に与える

というふうなことは、その公務員の性質

上、当然これは遠慮をしないでなら

ぬものであるというふうな考えられま

の点は同感であります。ただ、である

から政治行為の制限について一般の公

務員よりは緩和せらるべきものである

が、こういうふうな趣旨のお尋ねのよ

うに思つたのであります。教育がそ

ういふものであるということ、そ

うして教職員が特定の政党等支持

は反対あるいは特定の候補者のために

選挙運動をするというふうなことは私

は別問題であると思ひます。

○松平委員 私が申し上げましたの

は、地方公務員、これは一般の公務員

五

地方の教職員というものを国家公務員並に扱う、あるいは国立の大学の先生と同じような扱いに扱うということ、それ自体が、地方自治の精神に、いささか矛盾をしておるのではないかと、こゝういふに私は思ふのでありますが、その点についての御所見を伺いたいと存じます。

○大達國務大臣 毎度申し上げますように、これは教育の特殊性から来ることでありまして、その点は何ら矛盾とか、そゝういふ問題は起らないと思つております。

○松平委員 大臣は地方分権制度といふことに關してどういふようなお考えを持つておるか。先ほど一番初めに質問したことについてはつきりしたことをお答えにならぬわけでありましたけれども、どうも私は大臣が、この地方自治の精神といふものが昔と違つたといふことをあまり深く身につけておられるかどうか非常に疑わしく思つておるのであります。それは大臣の地方分権論といふものが、そゝういふものがうかがわれる記事が中央公論に載つておるわけなんです、これを見ますと、いささかその点にふに落ちない点がある、これは教育問題についておそらくインテリビュールが何かあつて、そのときについて大臣が答へられた例の警察法の改正にからんでおるよう思ふのですけれども、こゝういふことを言つておるのです。地方分権は進歩的な制度と思つてゐる者が多いでしょう。しかし地方分権のすつと発達したものと封建制といふものはほぼ同じものである。一州、つまりステーツが完全な一箇の国であつたのが、だん／＼中央集権になつて、だからこゝそ國際情勢の変

転にも処し得るといふアメリカの姿を見ただけでもわかる、地方分権地方分権とお題目のようにいつて、それが現実に即した進歩的な制度だと思つてゐるばかりいさかあはれるはすだ。そこでたとえば「警察力が地方分権になつてゐるので、共産党の首脳部が捕まらなかつていれば捕まへようがない、そゝうして警察に關する限りつかまへぬ責任者はだれもない。統一国家といふ考へ方から言つと、これくらい妙なものはありません。明らかに地方分権制による現警察組織は進歩どころか一種の封建制と言へる」といふようなことを言つておるわけでありまして、これは、私は大臣のこの警察制度に關する見解ではあつたと思ふのでありますけれども、しかしその底を流れるところの地方分権に対する認識といふものが、これは古い考へ方の認識ではないか、こゝういふに思ふのですが、一体大臣はこれと同じようなことをお考えになつて発言したものでありますかどうか、その点私は一番初めの質問に對するお答えを要求する過程においてこれを讀み上げて質問するのであります、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 お説みになつたのは、まあその通り言つたかどうか知りませんが、とにかく私の所感の一端ですけれども、その所感の一端をその雑誌の記者の人が書いたものであります。教育行政ないしはこの学校の運営といふことに關するいわゆる教育委員、会法によりまして地方分権といふ趣旨は、私の解するところでは、中央集権のいわば逆、つまり中央からできるだ

けこれを規制し、統制するということ、でなしに運営せられるという意味である場合地方分権といふ言葉が使つてあると思ひます。

○松平委員 今のお答えによりまして、この教育委員会制度等ができて、なるべく中央に集権しない、今までのつまり終戦前までの日本において行つた教育制度といふものは何らか欠陥があつて、そゝうしてそれはあまりに中央に集権的であつた、それを切り離して中央の統制をはずして行くといふことが第一に教育についてもよろしい、その方がわが國の現状として、あるいは將來にとつても理想的であるといふ考へでこゝういふ制度ができた、こゝういふようなお答えと了解してよろしうございませう。

○大達國務大臣 よろしうございませう。

○松平委員 そこで、これはあつてもつても少し逐条審議のときでもお伺ひしたいと思ふのであります。

その次にお伺ひしたいことは、この法案の趣旨といふか、この法案のねらつておるねらい点といふものがこの法案に書いてあるものでありますけれども、新聞等によりまして拝見するのちに、二法案のねらいといふものが少しまち／＼に世間では解されておるこゝういふにわれ／＼は了解しておるのであります。また大臣の本委員会における答弁等を今まで聞いておりまして、そのねらいが多元的にわたつておるやうに私は拝聴しておるのであります。言いかえれば、教育の場面に於ける共産黨の活動といふものを阻止したい、あるいはこれを防止したいといふやうなお考へがあつて、それが大きな

目的の一つになつておるのじやないか。これはわれ／＼が要求しまして提出された政府の資料等によりまして、政府はこれをこの法案の一つの裏づけのやうなふに考へたわけであり、そゝういふ説明もあつたわけでありまして、それがまあ廣くこの法案のねらいとして解されておるところではないかといふやうに思ふのであります。ところがそれと同時に、これは日教組対策であるといふやうにも世間ではとりざたされてゐる。この法案の提出される前、つまり一昨年から政府の日教組に對する対策といふか、やり方といふものを覚えておるならば、地教委の育成強化であるとか、あるいは昨年の義務教育國庫負担法案の提出されたときの理由とか、そゝういふものを見てみますと、やはり日教組対策、これは大臣も口をきわめてそゝういふことを言つておられるわけでありまして、ところがもう一つ新聞等で解されてゐる点は、日本の再軍備のための準備行為といふか、そゝういふものにとつておるのであります。これは第十六特別国会における文部大臣のいわゆる教育の四大方針といふものの一つにも、愛國心の教育、あるいは道義高揚といふものが非常に強く取上げられておつた。これをやつて行くには、日教組はじやまものであるといふやうなお考へがあつて、そゝうしてこれらの多面的な目的を持つ法案が出されたといふやうに了解しておる向きがあるものでありますけれども、大体一番のねらいといふものは一体何をねらつておるのかといふことを、幾つもねらつておるのか、どういふことをねらつておるのかといふことをひとつは

つきりさせていただきたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 この二つの法律案は、もちろんその内容はそれ／＼違つたものであります、しかしそのねらいと申しますか、この法律案を提出するに至りましたその理由は、學校における教育の政治的中立といふものを確保したい、こゝういふ意味であります。世間でいふ／＼とほかの目的があるだらうといふことを言つておりますが、そゝういふ意味はありません。

○松平委員 この政治的中立を確保するといふことは、この法案の中にも書いてあるものであります、しかしどういふ障害があつて政治的中立といふものを適用してまで突然これを確保しなければならなかつたかといふことについては、これはその一つのきつかけとして、大臣は山口県の記事といふものを取上げておられる。これが一つの動機のようなふに思ひます。こゝういふのであります、何がゆゑに突然今度の国会においてこゝういふやうな重い罰則をもつて取締るといふやうなことを考へてこの法案を提出されたか。言いかえれば、教育基本法といふものがあつて、これで今までやつておつた。大体においてそれで解決しておつた事件が多いわけでありまして、こゝういふ予防的なものをもつて縛らうと突然お考へになつたのはどういふ心境の経過でそゝうなられたかお伺ひします。

○大達國務大臣 これはいつも申し上げますと同じであります、教育の中立といふことは、これは非常に大切なことである、私は思ひます。もしこの中立といふものが保たれなくて、

教育がだれかの考えておるその考えの普及宣伝の具に供せられるということとあれば、これはゆゆしきことである。私は思うのであります。従つてさうなものであることを、またそれを教唆煽動するやうな事柄は、そういう行為というものは、日本の教育を守る上から言へば極力排撃せられなければならないことであると思ひます。従つてそういうことが現実であり、もしくはその危険が感ぜられる限り、罰則をもつてこれを規制することは何もふしぎなことではない、かように考えております。突然云々というものであります。したが、私は決して突然思ひついてこの法律案を提出したわけではございません。すでに昨年の特別国会の際にも、こういう事態がもしそのまま至るところにあり、またこういうことが強行され、つまり八条二項の規定の趣旨が守られないということであれば、何らかの方法をとらざるを得ないだろうということは、その当時から申しておつたのであります。

●松平委員 昨午大臣に日教組のすわり込み等に関連してさうな発言が感ぜられた、非常に強硬な発言が感ぜられ、さういふことがわれ／＼にも感ぜられたことは私も認めます。しかしそれを非常に強く発言されたのは山口県日記のあとではなかつたかというように思つておるのであります。けれども、とにかく十六特別国会においてやそれと似たやうなことが心の中にあつたのではないかと、発言のあつたことは私も認めておるのであります。そこでその当時これと同時に、非常に問題になりましたことは、一方において大臣にさういふやうな考えがあつたの當時発言された、同時にそのときにわれ／＼が感じたことは、いわゆる愛国心を涵養するに足るやうな元になる道徳教育というものを大臣が高揚して行かなければならぬということとを申されたのであります。私どもの考え方としましては、一國である以上、自衛心というか、愛国心というか、さういふものを国民が持たなければならぬ。いふことは当然すぎるほど当然である。まして、これは私どもとしても決して否定するものではないのです。私どもの考え方としては、自衛力の涵養というか、自衛力を増して行くという問題については、自衛力という觀念の中にいふ／＼な力というものがあつて、つゞき軍備もさうだろし、自衛の信念というか、さういふ考え方のものも当然さうであります。そこで私はさういふやうに考えるのです。われわれも確かにこの自衛の心持ちというか、さういふものを涵養して行くやうな教育というものをやつて行かなければならぬ、ただそのやり方いかんが問題になるかと思ひます。しかしこの自衛の考え方を押し進めて教育をして行くということについては、これはだれも異存がないところではないか、さういふやうに思つておるのであります。ところで日本の防衛力の漸増という一連の政府の御方針があるわけでありまして、この自衛力の増進という考え方の中では、やはり自衛的な精神、愛国心というか、さういふものをやはり含めて増強して行くという、さういふ政策が、さういふことになるわけが、さういふ言ひかえれば、自衛力の漸増といふことは、この精神的な面も含めて

の漸増というやうに解してさしつかえないわけがございませうか。

●大達國務大臣 愛国心の涵養といふことは、昨年の特別国会當時に文教方針の一つとして申し上げたのであります。が、しかしこれはこの法律案とは別個の問題でありまして、直接何ら関係のないことであります。これは学校における教育内容の刷新改善という意味において申し上げたことは、その当時お聞きくださつた通りであります。それからさらにそれに関連して、自衛軍の創設といふやうなことであります。が、もちろんこの法律案はさうなことに何ら関係はありませぬ。また関係のあるべき筋合ひでもないと思ひます。自衛軍を創設することがいふか悪いかといふことは、一つの政治的な政策的な主張でありまして、これがただちに愛国心につながる、これは愛国心の発露であり、これに反する者は愛国心がないのだ、さういふやうな独断は少くとも私に關する限りはいたしません。このことは自衛軍の創設とかさういふことには何も関係がない、また法律案をどうもならなつても、これは関係のありやうがないのであります。

●松平委員 私がそれをお尋ねする一つの理由はさういふことなのであります。きのうでありましたか、高津正道君の質問の中に、何かアメリカから強要をされたといふ、つまりロバートソン・池田会談といふものがあつて、それによつてさう動かされておるといふやうな発言がありまして、それが新聞に伝わつておつて、さういふ問題になつたことは私はそれをむしろ返すわけではないけれども、さういふことがあつたので、それをお聞きしなければならぬと思つたのであります。ということとは、自衛力の漸増の方針といふものは、自由党の今の政府の立てられた政策でございませうけれども、これはやはり条約の趣旨に基いてさういふことをお立てになつたのではないか、さういふやうにわれ／＼は了解しておるのであります。従つて自衛力漸増を期待するといふアメリカ側の言ひ分、主張の中からは、さういふ教育の關係、自衛力の精神面をも含めておつたのではないかとさういふやうに疑われるわけでありませう。先ほど申しましたのは、これは再軍備につながるものではないかといふやうに世間では思つておる、新聞等にもさういふ論調が散見されておるといふことから、私は特にそれをお伺ひしたのであります。その点はいかがでございますか。

●大達國務大臣 これはさういふ御質問のあつたことでありまして、いまさう御返事を申し上げるまでもないと思ひます。さういふやうなことは、さういふことについて世間で言ひ、これは私も承知しております。私は一体このやういふやういふやういふことになつてしまつたやういふこと、さういふことはよくわからないので、いつも御返事をするときには困るのであります。そのロジックがわからない。これがロバートソンと關係があるとかあるいはまたMSAの受入れと關係があるとか、再軍備ないし自衛軍漸増と關係があるとかいふことを、關係があるやうであるやうに言われるが、さういふ論理でこれが言われるのか、さういふの辺が私は了解に苦しむ。

●松平委員 それはさういふことであらうと思ふ。大臣が知らなければ私が一ひとお聞きせしやうと思つたのです。

現在の日本の教育といふものは、なるほど相当アメリカの當時のディレクティブにおいてできたものであります。その教育内容等においてもさうであります。それから日本の憲法自体もさうな点が相当あつたわけであつた。ところが日本のさういふ一連の民主主義の制度に対してアメリカがだん／＼と後悔をし始めて来ておるといふのは、これはだれも感じておるところなのであります。そこで一番初めに後悔をしたのは、例の労働課長の當時のキレンのやり方があまりにひどいといふのもつて、これは彼ら自身がかえてしまつた、さういふことがあつたことは大臣も御存じかとも思ふのです。あるいはその當時ページでもつてさういふことは御存じにならなかつたか知りませぬけれども、とにかく網走を開いて徳球以下全部を出してしまつた。それで日本の民主化といふものを相当徹底的にやるといふアメリカの考え方でもつたわけでありませぬけれども、そのときに結果はアメリカの期待と反したのじやない、期待以上に行つてしまつたやうな感がある。それで、非常に向うは手を焼いて困つてしまつたといふことで、キレンは首になつて向うへ歸つてしまつたといふことが當時あつたのであります。これがまず第一に現われて来た事實であつて、その後逐次あらゆる面において、アメリカ自身がこれは困つたことだといふことを考へて来て、ニクソンが来てあつたといふことを去年の八月か何かに言つたといふことは、如実にこれを物語つておるのじやないか、さういふやうに思ふのです。そこで日本は憲法も教育もさういふ制度だといふので、なか／＼アメリカの思ふやうにな

らぬというわけだから、アメリカは逆
に今度は一アメリカも非常にそこは
ずるいのです。実際はアメリカの反省
をこれは促さなくちゃいかぬ点です
が、その点大臣が戦犯についてこの間
発言したことは、これはなか／＼おも
しろいと思うのだけれども、しかしこ
れは文部大臣として言うべきことでは
ない。しかしながら、私はこういうふ
うに考える。私がそこで考えておるの
は、これは当時そういう考え方でやつ
て来た。そこでこれを日本に押しつけ
て自発的にやらせようとするのが、ア
メリカの政策なんです。これがアメリ
カのずるいところなんだ。そこでこれ
について、ほかの憲法その他につい
てもアメリカのやり方がそうだから、
教育についてもそういうふうに感じて
おる。しかもそれは池田・ロバートソン
の共同声明にもそのことに触れておる
ということから、当然そういう論理が
出て来るのではないか。これは私は多
くの人の解釈じゃないかと思うのです
けれども、大臣はそのロジックはおわ
かりにならぬですか。

○大達國務大臣 どうもアメリカとい
うものが、独立した今日の日本の法律
制度その他日本の内政に非常な大きな
影響を持つておる、こういう前提で、
アメリカが考えれば、独立後の今日で
も日本の制度はアメリカの思うよう
にかなえられるんだ、こういう考え方で
お話になつてゐるようでありますが、
私は教育立法に限る限り、アメリカ
がどう思うとかこう思うとかいうこと
は、全然これは関係のないことだ。あ
なたは左派ではありませんが、社会党
左派の諸君は、何かよほどアメリカと
いうものの力を過信し、もしくはこれ

を過大に思わなければならぬというよ
うに思つておられるのじやないかと思
う。たとえばロバートソンがこう言う
たから、この法律はその意図を受けて
できたに違いないとか、あるいはまた
第二次教育調査団がこう言つておるじ
やないかとか、あるいはまたボーレが
これに反対してゐるが、それはどうだ
とか、何か外国人の言うことを金科玉
条にして——もう少し日本人は日本人
の立場でこの法律案を審議してもらい
たいと思うのです。

○松平委員 われ／＼は何も外国人の
立場でもつてこれを審議しているのじ
やないのです。一体大臣の今の発言は
少し言い過ぎだと思ふ。そこでお尋ね
しますが、一体この自衛力漸増をアメ
リカが期待するといふ、この自衛力の
中には、あの当時のいきさつからいつ
て、精神的な自衛力、精神的な面の自
衛力の増強も含んだところの安保条約
というものに、一体判を押して来たか
どうか、この点はどうか。

○大達國務大臣 このMSAとか、自
衛力漸増に關連してMSAの受入れ、
これはアメリカと日本との話合い、協
約によつてできるものであります。か
ら、それに関する限りはアメリカの意
見が入りましよう。しかしMSA協定
を、ごらんになりましたか、何も日本の
教育立法を改めるとか、今回の二法案
を出せ、こういうことはどこにも書い
てないしやないか……(「あたりまえじや
ないか」「そんなこと常識で書くかい」
と呼ぶ者あり)書いてなければ、ない
という事です。それをあると思ふの
は、外国勢力というものを非常に重く
見る人のくせです。

○松平委員 私の言つておることは
少しも容弁してない。私の言うこと
は、MSAのことを言つてゐるじやない
のであります。それは根本になる日米
安保保障条約に、日本は自衛力の漸増
を約束しているわけですから、その自衛力の
中には精神的な要素が含まれておるか
どうかというのを聞いておるわけだ
す。これは重大な問題です。

○大達國務大臣 安保条約の解釈につ
きましては、これは他的大臣にひとつ
お尋ねを願ひたいと思ひます。ただあ
の中にどういふ規定があるか知りませ
んが、日本の教育、文教の政策、方針
は、あれによつて何ら影響を受けるも
のではありません。

○松平委員 私はこれは非常に重大な
問題じやないかと思ひますので、委員
長に申し上げます。自衛力漸増の安保
条約というもののについては、その当時
において、一体自衛力というものの中
には物質的な自衛力ということだけ
で、当時議論が進められておつたのか
どうか、そうではなくて、やはり自衛
力というものは、アメリカ側の解釈に
よつて、この中には精神的な自衛力と
いうものも含めて言つておるかどう
かということ、これはきわめて重大な問
題だと思ふ。それをどうしてもこの委
員会ではつきりしてもらいたいと思
ふのは、かりにアメリカがそういう考
え方であるとすれば、日本の教育に干渉
して来る根拠を持つことになるわけ
であります。従つて私は党派を超越して
この際明らかにしていただきたいと思
ふのは、当時アメリカも日本も、この
安保条約の中に言つておるところの、
いわゆる自衛に關する責任を漸増的に
日本が負うわけでありまうけれども、

その考え方の中には精神的な面を含
まないといいことであるならば、それで
よいと思ふ。それが堂々と日米の間で
そういう了解が當時ありとすれば、そ
れを発表してもらいたい。(「それは外
務大臣だ」と呼ぶ者あり)外務大臣に要
求すべきことであるけれども、これは
当時サインして来たのは総理大臣であ
るから、総理大臣の口から聞かなけれ
ばだめだ。ということは、もしこれが
その当時において、精神的な面も含ん
でおり——自衛力というものの中に、
物質的なものだけでなく、精神的な面
も含んでおるといふのであれば、アメ
リカから干渉して来るということが予
見されるわけですから。その点は日本の教
育に重大な關係があるのではないかと
いふふうに思ふのであります。(「被害
妄想だ」と呼ぶ者あり)これはそういう
ことがなかつたなら、なかつたでよろ
しい。私はなかつたことを欲してお
る。ロバートソンがそういうことを言
つて来るところを見ると、何か条約上
の根拠があつて言つて来るのじやない
か。そういうことは日本の教育に大問
題になる。日本は自主的に教育を論じ
ておるわけですから。ところがたとへば池
田はその当時責任者ではない、あるい
はこれは吉田個人の代表だといふ資格
であるかもしれせんけれども、向う
は政府を代表しておる。向うは外務次
官補、つまり政府を代表して来る人
が、日本の池田にそういう要求をして来る
ということは、これは何か根拠があつ
たのかどうか。これは日本の教育とし
ては非常に重大な問題であるので、こ
の際にはつきりした解釈をいただきたい
い。

○大達國務大臣 いろいろ御心配であ
りますが、そういうことはアメリカと
の間に話合ひであるとか、あるいは密
約であるとか、そういうことは全然あ
りません。従つてまたロバートソンが
何を言つたのか、何も申し入れて来た
わけではありせん。政府としては何
ら関知するところではない。その証
には文部大臣の私が、ロバートソン
言というものは一体どういふものであ
るかというところは新聞で見た以上には
何も知らないであります。

○松平委員 それは文部大臣はその当
時のことはお知りにならなかつたか
もしないが、はつきりしてもらいた
いのは、アメリカは日本の教育に干渉を
するやうな何かの権限を持つてゐるか
どうかということでありまう。

○大達國務大臣 アメリカにそういう
権限は全然ありません。

○松平委員 文部大臣は総理と御相談
の上でそういう発言をされてゐるので
すか。

○大達國務大臣 さようなことは総理
大臣や外務大臣に聞くまでもありませ
ん。文教當局は文部大臣であります。
文部大臣はアメリカからそういう制肘
を受けるということは何ら承知してお
りません。また今日文教行政の上にお
いて何もアメリカに相談したり、アメ
リカに伺いを立てたり、あるいはま
たアメリカのさしずから従つてやつたこ
とは一度もありません。社会科の改訂
をすればそれはロバートソンの關係で
あらうとか、今度法律案を出せばこれ
またロバートソンの關係であらうと
か——ロバートソンと池田君が何を話
されたか知らぬが、それをそんなに言
われる意味が私はわからない。あなた
は外交官出身だから、そういうことを

非常に心配されるかもしれませんが、今の関係ではそういうことはありません。そういう密約も何もありません。

「何のために出すのだ」「植民地日本のために必要か」「被害妄想だよ」と呼び、その他発言する者多し。

○辻委員長 御静粛に願います。

○松平委員 日本は間接侵略に対処し、これを守る義務を負つておるわけでありませう。そういう間接侵略というものの中に、共産党の思想侵略というようなものを含んでおると解釈されるかどうか。

○辻委員長 御静粛に願います。

○大達國務大臣 これこそ松平君はそういうことに詳しいと思つておるわけですが、私は間接侵略について——間接侵略と言へば内乱でありませうが、間接侵略について日本が外国から義務を付せられておるとは思いません。これは日本自身が治安の維持の見地から当然なすべきことであつて、日本の内乱を防遏し、内乱を鎮定し、そして間接侵略を抑える、これについて外国から何も義務づけられておるなどというこ

とはあり得ないことであると思ひます。

○松平委員 私は外国から義務づけられておるとか何とかいうことを質問しておるわけではないのです。間接侵略の中に、共産党の思想侵略と言われているものが含まれておると了解していいかどうかというのを聞いておるわけでは

○大達國務大臣 これはそれ／＼の見解によるのでありませうが、私はただ共産思想が国内に入つて来るという

ことが間接侵略だとは思ひません。

○松平委員 そうすると大臣のいわゆる間接侵略というものは、共産党の場合にはどういふのが間接侵略と言われるのですか。

○大達國務大臣 これは教育法案に關係のないことでありますから、どうぞ治安当局にお聞きなさいを願ひたいと思ひます。

「關係あり」と呼び、その他発言する者多し。

○辻委員長 御静粛に願います。

○松平委員 私は非常に重大なる關係があると思つておる。なぜかと言へば、偏向教育というものが共産党的な偏向教育である、こういうふうになつておるわけでありませう。そういうものは普通の言葉で言つて間接的な思想侵略、こういうことを治安当局の人は言われておるわけなんです。そこでそのことをお聞きしたわけでありませう。

○大達國務大臣 私は繰返して申し上げますように、思想が侵入して来る、あるいは国内からそういう思想が起つて来る、これを間接侵略とは思はぬのであります。しかしこの法律が何もその關係で出ておるわけではありませう。間接侵略を防ぐということではないので、これはごらんを通り共産党であるうとなかろうと、片寄つた教育は困るというだけでありませう。

○松平委員 そこで大臣の言われるところのいわゆる偏向教育、これについて昨日大臣の答弁がありました。

「自由党はどうだ」と呼びその他発言する者あり。

○辻委員長 質問がわかりませうから、静かに……。

○松平委員 その答弁によりますと、

教育基本法第八條第二項、これをさして

おる、こういうふうになつておるたのであります。教育基本法第八條第二項、これを守るといふことは、つまり教育の中立性、政治の中立性を守る根拠になつておるということになります。

大臣は申されたのであります。この條を守らうとしても、現実に教員が各政党的の政策を批判しながらこれを教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

を教へて行く、そしてまた現実に教を教へて行く、そしてまた現実に教

において、文部省の出しておるところの昭和二十六年版——六学年生用の教科でありませうが、「学習指導要領一般編」に「わたくしたちの生活と政治」というのがあります。その中に單元として「わたくしたちの意見を代表する人」としては、どんな人を選挙すればよいか。」というところを教へておるわけ

であります。そういうことを教師自身が教育をしておるわけでありませう。そういう場合において、教師はあらゆる資料を把握して、そして自分の思ったことを教へるという場合に、たまたまどの政党が一番いい、この政党はだめだというように教へるという可能性が非常に多いのではないかと

思つておるわけでありませう。そういう場合には、一体中立性に違反するわけであるかどうか。

○大達國務大臣 さような場合に自由党がいいとか、あるいは共産党が悪いとか、そういうことをはつきり言へば、それはもちろん片寄つた教育であります。

○松平委員 教師が新聞とか雑誌とか、あるいはいろいろな政党的の出版物というものを讀んで批判力を養つておる。そしてその結果、ある政党的の見と一致したような見解を教へるというところ、そういう場合はどうなりませうか。

○大達國務大臣 政治上のいろいろな問題、あるいは思想上の問題につきまして、いろいろゆたかな知識、批判力を子供に与へる。これはもちろん必要なことでありませう。ただその場合に、教師がこういう政党的でなければならぬとか、こういうものをなければならぬとか、こういうことを一方的に教へ込

む、これが片寄つた教育であります。

○松平委員 これは非常に判定がむずかしいのじやないかと私は思ひます。たとえばこの政党的かといふと、この政党的が悪いとかいふことになつて、教えた結果がある政党的の見解とたまたま一致したという場合においてはどうか、こういうことなんですか。

○大達國務大臣 教へることの内容によつてあります。たとえば三本建はいい、あれはよろしい、こつ言つたからといつて、何も特定の政党的を支持したり、反対したりということにはならないのであります。政策というのは、そのとき／＼に打ち出されるものであつて、その政策についていい悪いの意見を言つたからといつて、ただちにその政党的を支持するとか、その政党的に反対するとか、こういうことは私はならぬと思ひます。ただどうでも共産党にならざるを得ぬような教へ方はいい、こういうこと

○松平委員 そういうことになりませうと、教師は自分の教へる政治教育が、一体どの政党的の政策に合つておるのか合つていないのかといふことを、一々びく／＼して研究しながら教へて行かなければならぬといふことにならざるを得ないのです。従つて常にそれを考慮しなければならぬ。ところがたま／＼、そういうことを知らなくて、結果として自分の教へておつたことが、ほかの政党的の政策と合致しておるということになれば、結局それは結論としては、その政党的を支持させるに足るようなことを教へるわけなんです。これはどうですか。

○大達國務大臣 基本法の八條は、教

育はかくのごとくならざるべからず、
こういう意味でありまして、これは教
える先生の考え方、先生の目的、先生
の知識とは何の関係がありません。

○松平委員 そういふことになりま
す、教師は相当用心をしながら教えな
ければならぬということになりますの
で、教師は政党的政策というものを多
く読むような機会を持たなければなら
ぬということになるわけですね。そこ
その点について、自由党の広報を過般
配られたことがありましたけれども、
もう一度お伺いしたいのは、ああいう
ことはどう／＼やつてもよろしい、こ
ういふお考えですか。

○大達國務大臣 自由党が自由党の広
報を配ること自身は何らさしつかえな
い、これはどの政党でも同じことであ
ります。

○松平委員 PTAに配つたというわ
けですが、このPTAのTというの
教師をいうのですが、それもいいわけ
ですか。

○大達國務大臣 職業のいかんを問わ
ず、だれに配つてもさしつかえがない
はずであります。

○松平委員 それはたとえば日教組が
配つてもいい、こういうことになりま
すか。

【発言する者多し】

○辻委員 両方ともお静かに。

○松平委員 日教組が配ろうが、ど
が配ろうが、機関紙あるいは党報とい
うものを現にみな発行しておるのだ
から、それを配布したからといって何
もさしつかえない。これは政治的中立
性の確保に関する法律案に今関係があ
つて、これは体罰が科せられること
なるわけですが、こういう場合

が非常に多いのじやなかるうかと思
いますが、これはどうですか。たとえ
社会党なら社会党のパンフレットとい
うものを盛んに配ります。自由党も配
る、これを教師にある団体を通じて配
る、こういう場合に、教師も国民の一
人として、どの政党の言うことが正し
いか、あるいはどの政党が理想に近い
か、あるいはその結果を支持し、また
かというところを判断してそれを教え
る、そうしてその結果を支持し、また
は反対するに至らしめるに足るよう
なことになるのであります。そういう場
合においては、このパンフレットを、
たとえば河上丈太郎の名前で送つた
すれば、社会党の河上丈太郎が裁判に
かけられる、そうして一年以下の懲役
もしくは罰金に処せられる、こういう
ことになるわけですか。

○大達國務大臣 この法律案が成立し
た場合に、この確保に関する法律案の
内容に該当するような文書が教員団体
の活動もしくは組織を通じて流された
場合には、これは河上君の名前であ
うと、これはあなたの方の委員長で
から悪いですが、だれの名前で
流されようと同じことでもあります。吉
田君の名前で流されようとも、河上丈
太郎の名前で流されようとも同じこと
であります。

【発言する者あり】

○辻委員 傍聴席、さようなことを
してはいけません。退場を命じます。

○松平委員 そこでこの法案について
一番困惑しておる点は、これも過般の
公述人の公述にありましたけれども、
一番困難をきわめておる点は、教育基
本法第八條第一項と第二項にある、そ
うしてそれはここに引用されておるよ
うな政治的中立の確保に関する法律

案、この中にもあるわけでありませ
れども、きのうもこの点について論議
があつたのですが、私はまだその点が
はつきりいたしておりませんのでお聞
きしたいのであります。良識ある公民
たるに必要な政治的教養というものの
中には、私は各政党の政策とか方針と
して教えて行かなければならぬと思わ
れるわけでありませうけれども、この点
大臣はどういふふうにお考えになつて
おりますか。

○大達國務大臣 その通りでありま
す。

○松平委員 そこでその場合において
中学三年ともなると卒業してやがて選
挙権を持つというふうなことがある、
私が引例したところのこの小学校
学習指導要領の中にもあるわけですけ
れども、私たちの意見を代表する人
としては、どんな人を選挙したいとい
うか、この趣意がある。そういう場合
において、一体どの政党がいいであ
うか、この趣意を生徒が聞く場合が非
常に多いわけでありませう。その場合
に、たとえば／＼／＼のパンフレッ
ト等も来ておるので、教師の良心から
自分の思つておることを教える、たと
えば社会党がいいとか、あるいは自由
党がいいとかいふことを教えるとい
うことは私はあり得ると思つたわけ
けれども、こういう場合、教えたとい
う場合には教師はどういうことにな
りますか。

○大達國務大臣 どういうことになる
というのはどういうことですか。

○松平委員 罪になりますか。

○大達國務大臣 何によつて……。

○松平委員 法案のどこで罪になるの
ですか、これは免職になるか、行政処
分になるかあるはいずれはこつちの
方でひつかかるか。たとえば生徒に聞
かれた場合において、社会党の方がい
いかあるいは自由党の方がいいとい
うか、そういうことを教えるというこ
と、それはある政党を支持し、ある政
党に反対するということになるのでは
ありませんか。

○大達國務大臣 明瞭に第八條第二項
の趣旨に反するやり方でありましよ
う。

○松平委員 そうすると、小学校学習
指導要領ですね、私たちの意見を代表
する人はどんな人かといふことにつ
いての教師の発言といふものは、これ
非常に用心をしなければならないのは
らぬということになるのです。

○大達國務大臣 子供に教育をする場
合にはもちろん慎重にするのがあたり
まえであります。そのときに不用意に
子供をそこなうようなかつての発言は
許さるべきではありません。

○松平委員 もう少しつと伺いたい。
これは私もよく聞かれますのですけ
れども、そういう場合に、学校で授業が
終わったあとに／＼／＼残つて課外教授
とかいふ／＼／＼なものをやつてい
るのです、そのときにこういう発言が
あるのだらうし、それから最近国会見
学等をする機会が多いわけでありま
す。そういうとき、帰つて行く場合に、
あるいはバスの中とか、そういうところ
で必ずそういう質問が突如問題として
あるわけですね。その場合に社会党が
いいとか、自由党がいいとかいつた
ことは違反になりますか。

○大達國務大臣 その違反になると
何かいふことは法律によつて抵触す
る場合が違ひますから、これは別とし
て、教育活動である限りさようなこと
は私は許されたいと思ひます。さよう
な場合には社会党が派がよいとか、自
由党がよいとか、左派がよいとか、一
体さういふ回答をするのがおかしい、
これは常識であります。われ／＼の代
表として間違ひのない人とか、まじめ
な人とか、こういうことを言えとい
ふのであつて、何も社会党左派がよい
とか、自由党がよいとか、松平という人
がいいとか、一体さういふことを一々
言う必要はないのであります。それは
さういふことを言うことは教育じやあ
りませう。

○松平委員 それは政治的教養とい
うことはさういふことじやないのです。
現在の政治的教養といふのはどの政
党がどういふ政策を持つていふのかとい
うことを知るのが政治的教養なんです。
従つてさういふ政治的教養はさうい
うあるからこれはいいとかこれはだ
めだとかいふことを言うことは、これは
支持、反対を意味しているものなんで
す。

○大達國務大臣 だからそれはいいな
いと言つています。

○松平委員 次にお聞きしたいと思
うのは、今の続きになりますけれども憲
法との関係であります。これがやはり
一番私はわかりにくい、またこの問題
がおそらく現場の第一線の教師として
は最も困惑しておるところではない
か、さういふふうにおもひます。たと
えばこれはもうすでに例があつたこと
なるわけでありませうけれども、例の憲
法第九條の問題で、再軍備してはい

ぬ、こういうことを言われておる。その場合において再軍備をしてはいかぬという教育をするという場合においては、たとえば岩手県にこの間起つたところの姉妹中学校の教師の事例がそれを現わしておるわけでありまして、これをも、憲法第九条を抜き書きして壁に張つてあつて、毎日生徒がそれを見ておつた、こういうわけでありまして、これに對してその教育長はこれは政治的中立の違反である、偏向教育であるといふことにしてしまつた。ところが校長の方はこれはさしつかえないといふのであつて、すでにそこに校長と教育長との間に意見の対立があるわけなんです。そこでこれはどういふふうに思われるか。

○大達國務大臣 憲法第九条の規定がある、従つて再軍備をしてはならぬ、これを言うことは何もさしつかえない、当然なことでもあります。

○松平委員 それでは今の姉妹の場合です、文部省が偏向の事例の一つとして数々あげておる中にそれがあるわけなのだけれども、その事例は誤りである……

○大達國務大臣 再軍備反対、それだけ單獨で偏向教育になるわけはありません。しかしながら再軍備反対その他いふゆる平和三原則、一連の内容の教育を与えることによつて、その全体の指向するところが特定の政治的主張といふものに片寄るという場合は、これは偏向教育と言わざるを得ない。一つ一つのものを見れば煉瓦であるかもしれぬが、積み重なつてみればそれが別の目的のものになる、こういうわけがあります。

○松平委員 私はその一つ／＼を聞いて

ておるのであります。教育は全体ではなくして一つ／＼を教へて行つて教育になるわけですね。

○大達國務大臣 教育といふものはそういう一つ／＼ぽつ／＼断片的の知識を与えるものではありません。全体として人間をつくり、その人間の批判力を養ひ、その人間の教養を高める、こういうものが教育だろつと思つて。

○松平委員 私が言つたのは憲法第九条の問題なんです。そこでその場合において、しからば姉妹であつておる、この憲法第九条を悪用しといふことをこの憲法第九条の中に言つておる、そういう憲法の悪用といふことが一つの偏向教育の事例になつておるわけであるけれども、その中をお読みになればわかりますけれども、しからばぽつ／＼と教へるといふことは決して偏向教育とはみなさない、こういうことなのですか。それでさしつかえありません。

○大達國務大臣 意味がよくわからなないのでありますが、悪用しとか何とかがいふこの一々の文句、これは法律じやありませんから、これは現地からの報告等についてそのまま書いたものでありますから、これについて一々論議をいただいても困るのであります。ただ現行憲法で再軍備を禁止してある、であるからして再軍備を主張するといふことは絶対にこの憲法を守る趣旨からいつてもよくない、こういうきめつけ教育、それが他の一連の内容の教育とからまる場合には偏向教育になり得るものであるとは思ひます。これは何も憲法第九条だけに限りません。たとえば現行のものに行政協定といふものがある。これは松平君も一番よく御存

じのように協定であります。外国との間の約束であり、これを履行する義務が日本の国にあるのであります。この現行のものをもつておいて、そのアメリカを奪還せよ、あるいはまた言うことはなほだよくない。現在の協定をそのままにしておいて、それを破棄するようになつておいて、それを言うだけで、それを攻撃されたつて、必ずしも偏向教育だとは思ひません。とにかく法令に規定があるから、ないからといふことは別論であります。おおよそ政治的主張といふものは必ず制度の政體を伴う場合が普通でありまして、その場合に現行法があるからこれはいい、ないから悪い、そういう議論はないと思つておられます。

○松平委員 憲法の規定に従つて教へればよい、これはもう当然その通りであります。しかしながら憲法の規定を教へておることが、往々にしてほかの政党的政策と一緒になるわけなんです。たとえば一番大きなこの再軍備のことなどはだれも最も聞きたくないところであらうし、また国家の重大問題である。従つてこういう点について教へる、再軍備をしてはいかぬといふことをやつていふゆる平和教育を教へて行くといふことは、これは特定の政党的主張と一致してゐることなんです。従つてその場合の判定が、どこまでが一体憲法の規定に従つたのだ、どの部分が特定の政党的主張なのだといふことはだぶつてゐるわけなんです。そういうときに一体どうするかといふことなんです。その場合に、私も私には憲法の通りに教へてゐるからさしつかえな

いといふふうに思つておるし、また多

くの教師はそう思つておると思つてのすが、その点についてはどうですか。

○大達國務大臣 そういふことはさしつかえないという論議に憲法の規定があるからさしつかえないといふ考え方は、先ほど申し上げたように違つてい

やせぬかと私は思ふ。憲法の規定があるとなかろうと、これは特定の政党的支持しまたは反対させる教育であるかどうかといふことに重点があるものであつて、その場合に法律の規定があるからとか、ないからとかといふことはおのずから別途の法律論であつて、政治論ではない、こゝ私に思ひます。今例をおあげになつたような場合に、なるほど再軍備反対といふことを主張しておる政党的意見があります。また政党的に党籍を持たない一般の人々のうちにも、再軍備は困るというのを考へておる人はあるのです。でありますから、再軍備反対といふことを言うだけではい

ゆる偏向教育にはならない。はつきり言へば、特定の政党的支持しまたは反対させるための教育といふことにはならぬと思つておられます。しかしそれだけではない、さらにまた幾つかがひつゝいて来ると八条の二項に言う偏向教育になる場合がある、こゝ思ひま

す。

けでありまして、そういう場合に、こゝういふものが出しておるパンフレット等を出しまして、そうして憲法は擁護しなければならぬといふことを教育した場合にどういふふうになりますか。これは罪になりますか。

○大達國務大臣 罪になるとかならぬとか始終おしやるが、今私は八条の二項の問題としてお答えを申し上げておるのであります。その点は法案でござらんになりますように罪になるにはいろいろ条件がありますから、そこだけ言つて罪になるかならぬかと言つたつてこれはわからないので、この条件が全部満たされなければ犯罪といふものは成り立たない。今の憲法擁護問題の場合であります、これはどういふビラを配つておるか私は存じません。従つて今それだけのことで、さしつかえないと思つていかないと思つていかいことは申し上げられませんが、これはビラの内容いかんによつてはいわゆる八条の二項に抵触するものになるかもしれません。

○松平委員 これは現在でも現実に行つておるわけなんです。憲法擁護協会が平和憲法を擁護しなければならぬといふような趣旨のビラをいろいろ各地に送つておられます。そこでこれをたとへばある団体の手を通じて送つて行つた場合に、先生の手がそれが届いた。こゝういふものもあるといふことで平和教育をする、つまり憲法の改正はいかぬ、この平和憲法を擁護しなければならぬのだといふことを教師が教へた場合に、これはこの政治的中立の確保に関する法案にひつかるかひ

つかからないか。これは現実の問題です。

○大達國務大臣 それはいろ／＼の点でひつかかりません。

○松平委員 ひつかからないのですか。

○大達國務大臣 それは第一党勢拡張の、つまり政党等の党派的勢力の伸長を目的とするという点においても欠けておるようでありまして、教職員団体の組織を通じて行つたという点においても欠けておるようでありますし、そうして教員にビラを配つただけでは、教育を教唆煽動したことになるという点においても欠けております。そうしておそくはその内容が特定政党を支持せよまたは反対させる内容とも思われません。ですからいろ／＼な点においてひつかかりません。

○松平委員 これは先ほど大臣がみずからちよつと触れた点でありまして、やはり非常な疑問の一つであります。これは実例でありますけれども、岩手県の学校で、日本におけるアメリカの基地を地図に全部書いて張りつけておいたということがあつたのであります。これが偏向の一つの事例として取上げられておつたのであります。かかる反米教育というふうに見られるようなものは、大臣のお考えから言ふと偏向ということになりますかどうか。

○大達國務大臣 ただ反米教育というだけで、いわゆる偏向教育といふものが八条の二項に抵触するものとは思いません。しかし今のようには姉体の学校でありますか、わざ／＼基地の図面を書いてこれを地図として教えておつたのか、その図面についてどう説明

をされたのかわかりませんが、とにかくそういう図面を掲げて、近ごろそういう資料の主張しておるところの基地の奪還、アメリカを追い返せということ、あるいは再軍備反対あるいは共産党の機関紙云々というふうな、だんだんいろ／＼なことが重なつて来るとそろ／＼あやしくなつて来る、こういうことであります。

○辻委員長 松平君、心得ておいていただきたいと思いますが、三時から労働委員会との連合審査がございますが、もう三時になりましたから、どうかその辺をひとつお含みの上でお願いたします。

○松平委員 まだ少し残つていますが、これで打切つておきます。

○辻委員長 休憩いたします。

午後三時休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕